



お知らせ『りしり富士』

第581号 No1
令和2年7月8日発行
(編集：企画政策課)

北海道コロナ通知システムについて

新型コロナウイルス感染症対策本部

本システムは、不特定多数の方が利用する店舗や施設・イベントなど（以下、店舗など）において、新型コロナウイルスの拡大防止することを目的として、北海道が運用を行っております。

店舗などへ来店の際、QRコードからEメールアドレスをご登録いただくと、同じ日に同じ店舗などを利用した方の中から新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、北海道からEメールでお知らせするシステムです。

○事業者やイベント主催者のみなさまへ

専用のQRコードを取得し、店舗などの入口やレジ、各席など利用者に分かりやすい場所に掲示することにより、多くの方に安心してご来店いただけるよう、感染症対策を積極的に行っていることを示すことができます。

※QRコード取得フォーム

<https://qc.domingo.ne.jp/group/register>

○町民のみなさまへ

店舗などに掲示されたQRコードを読み込むことにより、お知らせを受け取り、なおかつご自身の体調が悪化した場合、相談窓口に連絡することでスムーズな対応が受けられます。

本システムでは、感染者が同じ店舗などを利用していただいた可能性が高いものの、どの程度の接触があったかはわかりませんので、ご利用者に感染の疑いがあるとは限りません。

まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用など新しい生活様式・新北海道スタイルの実践をお願いいたします。

※詳しくは北海道のホームページでご確認ください

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>



○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」について

北海道コロナ通知システムは道内に限ったものですが、国内版として厚生労働省が新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を開発しており、スマートフォンにインストールすることにより新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受けられることができ、陽性者と接触した可能性が分かることで検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができることから、利用が増えることにより感染拡大の防止につながることを期待されます。

※詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

利尻富士町新型コロナウイルス感染症緊急対策利子等補給制度の創設について

産業振興課商工観光係

町では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町内の事業者が経営への影響により資金繰りのため、新型コロナウイルスに関する融資制度を活用している（これから活用する）場合、町内事業者の経営環境の改善・安定化を図ることを目的に、融資等による利子及び保証料について、町が全額補給する制度を創設しました。

詳細については町のホームページに掲載いたしますが、不明な点等ありましたら気軽に商工観光係（82-1114）までお問い合わせ願います。

町内事業者の皆さまへ ～ 手続きはお済みですか？

（利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金、利尻富士町感染防止対策継続支援金について）

産業振興課商工観光係

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、北海道の休業等の要請（4/25～5/15）を受けた事業者が、感染リスク低減の取組に協力いただいた場合、その事業者を対象に、町の上乗せ支援として「利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金」を支給しております。

また、「利尻富士町休業協力・感染リスク低減支援金」の対象とならない事業者についても、今後の社会経済活動について感染拡大防止対策を継続して実施する必要があることから、町独自の取り組みとして「利尻富士町感染防止対策継続支援金」を支給することとしております。

つきましては、両事業とも7月31日が申請書提出期限となっておりますので、お早めに申請していただきますようお願い致します。

後期高齢者医療被保険者証の更新について

会計課税務こくほ係

現在ご使用中の保険証は有効期限が令和2年7月31日となっており、8月以降は使用できなくなります。

令和2年度の水色の新しい保険証を順次発送しますので、到着後は新しい保険証（有効期限が令和3年7月31日）をご使用下さい。

なお、今お持ちの橙色の保険証は、お手数ですが破棄するか、役場または鬼脇支所へ返証願います。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証につきましては、対象となる方に同封しておりますので、8月以降は新しい証（黄色）をお使い下さい。

※限度額適用・標準負担額減額認定証は非課税世帯の方、限度額適用認定証は現役並み所得世帯の方が対象となります。

ご不明な点は、会計課税務こくほ係（82-1111）までお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 3年 7月31日 交付年月日 令和 2年 7月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 者	住所 広域市連合町1丁目 氏名 広域 太郎 男 生年月日 昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印 (朱)

現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）は、令和2年7月31日までの有効期限となっており、期限を過ぎると医療機関での診療を受けることができなくなります。

次の日程で被保険者証の更新を行いますので、指定された日時にご参集願います。

なお、下記日程で旅行などにより都合が悪く更新を受けられない方は、随時役場会計課窓口又は鬼脇支所にて更新します（7月18日～19日、23日～26日を除く）ので、7月31日までに必ず手続きするよう願います。

また、75歳以上の「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方は、今回の更新手続きの対象ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

持参するもの

- ・印鑑
- ・現在使用している保険証
(カード様式 右の見本)



月 日	実施場所	時間	対象地域
7月13日(月)	大磯自治会館	13:00 ~ 13:15	大磯
	本泊自治会館	13:25 ~ 13:55	本泊
	富士岬自治会館	14:05 ~ 14:20	富士岬
	湾内自治会館	14:30 ~ 14:45	湾内
	野塚自治会館	14:55 ~ 15:15	野塚
	雄忠志内自治会館	15:25 ~ 15:40	雄忠志内
7月14日(火)	野中自治会館	13:00 ~ 13:10	野中
	南浜自治会館	13:20 ~ 13:30	南浜
	沼浦自治会館	13:40 ~ 13:50	沼浦
	二石自治会館	14:00 ~ 14:10	二石
	石崎自治会館	14:20 ~ 14:30	石崎
	旭浜自治会館	14:40 ~ 14:50	旭浜
	鯉泊自治会館	15:00 ~ 15:10	鯉泊
	鬼脇支所	10:00 ~ 15:00	金崎・鬼脇・清川・鬼脇全域
7月15日(水)	役場1Fロビー	10:00 ~ 15:00	富士野・栄町・本町・港町・鷺泊全域

令和2年度分の国民健康保険税率につきましては、国保会計の健全な運営を考慮し、下記のとおり所得割の増額改正、課税限度額及び軽減対象となる所得基準額の引き上げ改正となっておりますので、国保加入者の皆様にはご負担をおかけしますが、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、国民健康保険税納付書につきましては、7月上旬に送付しておりますが、納期限内に納付下さいますよう、あわせてお願い申し上げます。

1. 国保税（医療給付費分）の税率改正

項目	改正前（令和元年度）		改正後（令和2年度）
所得割（世帯の所得に・・・）	5.50 %	⇒	6.70 %
均等割（世帯員一人につき）	27,000 円	⇒	27,000 円
平等割（一世帯につき） ※ 特定世帯は2分の1減額。 ※ 特定継続世帯は4分の1減額。	26,000 円	⇒	26,000 円

2. 国保税（後期高齢者支援金分）の税率改正

項目	改正前（令和元年度）		改正後（令和2年度）
所得割（世帯の所得に・・・）	2.00 %	⇒	2.50 %
均等割（世帯員一人につき）	9,000 円	⇒	9,000 円
平等割（一世帯につき） ※ 特定世帯は2分の1減額。 ※ 特定継続世帯は4分の1減額。	8,500 円	⇒	8,500 円

3. 国保税（介護納付金分）の税率改正

項目	改正前（令和元年度）		改正後（令和2年度）
所得割（2号被保険者の所得に・・・）	1.50 %	⇒	2.00 %
均等割（世帯員一人につき）	15,000 円	⇒	15,000 円

4. 国保税の課税限度額の改正

項目	改正前（令和元年度）		改正後（令和2年度）
医療給付費分	610,000 円	⇒	630,000 円
介護納付金分	160,000 円	⇒	170,000 円

5. 国保税の軽減対象となる所得基準額の改正

項目	改正前（令和元年度）		改正後（令和2年度）
5割軽減	33万円 + 28万円 × 被保険者数	⇒	33万円 + 28.5万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 51万円 × 被保険者数	⇒	33万円 + 52万円 × 被保険者数

※ 特定世帯とは・・・ 国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保に残る加入者が1人となってから、5年間は経過するまでの世帯です。

※ 特定継続世帯とは・・・ 特定世帯がさらに3年間延長されます。この3年間の世帯を「特定継続世帯」といいます。



お知らせ『りしり富士』

第581号No2
令和2年7月8日発行
(編集：企画政策課)

犬の飼主のみなさまへ ～狂犬病予防注射・混合ワクチンの実施について～

福祉課住民係

令和2年度狂犬病予防注射を下記のとおり実施しますので、必ず受けるようお願いいたします。利尻富士町に犬の登録をされている方には詳しい日程表を後日個別に送付いたしますが、登録されていない方には日程表が送付されませんので、至急役場にて登録手続きをされますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用や混雑時には車内での待機をお願いする場合がございますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

狂犬病予防注射実施日 令和2年8月18日(火)

※ すでに犬の登録をされている方には、会場及び時間帯の通知を後日郵送いたしますので、そちらをご確認ください。

※ 生後90日以下の犬は予防注射を受けられませんのでご了承下さい。

狂犬病予防注射・畜犬登録料金



区分	登録料金 (1頭)	注射料金 (1頭)	計
新規登録飼育者	3,000円	3,240円	6,240円
登録済飼育者	—	3,240円	3,240円

※ つり銭のないよう料金をご持参下さい。

各届出事項

○犬を新たに飼ったとき【新規登録】

飼った日から30日以内に役場にて登録願います。(登録料3,000円)

なお、「血統書」がある場合は持参願います。

○飼い犬が死亡したとき【死亡届】

死亡した日から30日以内に役場に届出願います。

○飼い主が変わったとき【変更届】

町内の場合～変わった日から30日以内に役場に届出願います。

町外の場合～変わった日から30日以内に新しい飼い主の住所地役場に届出願います。

○飼い主の住所・飼い犬の所在地が変わったとき【変更届】

変わった日から30日以内に新住所地の役場に届出願います。

犬猫混合ワクチン実施日

令和2年8月29日(土)
りぷら前 9:30~11:10

※ 狂犬病予防注射当日に何種を受診するか伺います。

※ 猫の3種ワクチンを受診される方は8月21日(金)までに福祉課にお電話下さい。

Tel: 82-1113(直通)

犬猫混合ワクチン料金

—	猫3種	犬5種	犬6種	犬8種
注射料金	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円

